

# 特別養護老人ホーム芙蓉園入所指針

## 1、(目的)

この指針は、町田市特別養護老人ホーム入所指針に基づき以下に規定する事項について検討、調整し、特別養護老人ホーム芙蓉園に入所を希望する者の入所決定過程の透明性、公平性を確保すると共に、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2、(入所対象者)

入所の対象となる者は、原則要介護度3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし要介護1・要介護2と認定された者であって、心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者については、入所の対象とする。(以下特例入所とする。)

特例入所の要件に該当することの判定については、下記の要件を考慮する。  
なお、特例入所が認められる場合、特例入所理由書の取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と町田市との間で情報の共有を行うこととする。

### 【特例入所の要件】

①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思

疎通の困難さが頻繁にみられること

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や

意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確

保が困難であること

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支

援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の共有が不十分

であること。

### **3、(入所希望者)**

施設への入所申込みは、特別養護老人ホーム入所申込書により行う。

入所申込書を受理した施設は、入所申込者の了解を得て、必要に応じて介護

支援専門員から意見書を徴することができる。

### **4、(入所指針の説明)**

施設は、入所申込書を受理した際、入所申込者及びその家族等に対して、

入所指針について説明をするとともに、介護度・介護状況等に変化があった

場合は、施設に対して連絡を依頼する。

### **5、(入所待機者名簿の管理)**

施設は入所申込書を受理した時は、入所待機者名簿にその内容を記載して管理するものとする。また、入所申込者から介護度、介護状況等の変化した旨の連絡があった場合は、その内容を記録するものとする。

入所申込者から入所申込みの取り下げの申し出があった場合、及び、入所申込者が入所対象者でなくなった場合は、入所待機者名簿から削除する。

なお、入所申込書及び特例入所理由書は、入所申込者より施設が受付した日の翌月1日から2年間有効とする。施設は、前述の期間が経過し、入所申込者から連絡がない場合は入所申込みを取り下げたものとみなすことができる。

## 6、(入所検討委員会の設置)

施設は、入所の決定にかかる事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置するものとする。

入所検討委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

### (1) 委員構成

入所検討委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するほか、施設以外の者（行政職員、当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を1名以上加えるものとする。

#### ① 芙蓉園委員構成

1 特別養護老人ホーム芙蓉園園長

- 2 施設職員以外の者（行政職員、当該法人の評議員、地域の福祉関係者、  
苦情解決委員等）
- 3 特別養護老人ホーム芙蓉園福祉課長
- 4 特別養護老人ホーム芙蓉園介護課長
- 5 特別養護老人ホーム芙蓉園医務課長
- 6 特別養護老人ホーム芙蓉園介護支援専門員
- 7 特別養護老人ホーム芙蓉園相談員（事務局）

② 委員会の委員長は、施設の長がなるものとする。

③ 委員会の進行は、福祉課長がなるものとする。

## （2）開 催

入所検討委員会は、必要時応じて施設の長が開催する。

## （3）所掌事務

入所検討委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の特記事項を調査し、待機者名簿を作成した上で、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

## （4）記 録

①入所検討委員会は、開催の都度その協議の内容を記録し（特例入所に関する町田市の意見含む）これを2年間保存するものとする。

②施設は、市及び都から求めがあったときは、この記録を提出する。

③施設は、入所希望者やその家族から入所検討委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報にかかる部分を除き、これに応じることとする。

## 7、（入所の必要性を評価する基準及び入所決定方法）

### （1）入所順位の決定

施設は、次に掲げる勘案項目を調査し、待機者名簿を作成する。別表（芙蓉園入所判定基準表）により申込書の①～④合計点数の上位から待機者名簿に搭載する。入所検討委員会は、協議内容、特記事項等及び施設長の判断により加算し入所順位を決定する。

①介護の必要の程度（要介護度）

②家族等の状況（主介護者の状況等）

③待機期間

④入所希望の理由

⑤特記事項

入所検討委員会の協議によってその度合いを判断するものとする。

ア、問題行動

イ、居住・衛生環境

ウ、地域性

エ、その他の特記事項

## (2) 施設の事情による入所者決定の調整

入所検討委員会は、(1)により入所順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の施設の個別の事情を勘案して入所者の決定を調整することができる。

①性別（部屋単位の男女別構成）

②ベッドの特性（認知症用・階等）

③その他特別に配慮しなければならない施設の個別の事情

## 8、(特別な事由による優先入所)

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の議を経ることなく、施設長の判断で入所を決定することができるものとする。また、施設長はその決定内容をその後開催される入所検討委員会に報告するものとする。

対象者が要介護1及び要介護2と認定された者である場合、施設は事後に特例入所に該当するか否か意見を求めたことを報告する。

①入院を契機として入所契約を解除した者が、退院後在宅での介護が困難である場合

- ②介護者の入院、介護者からの虐待・介護放棄、災害や事件・事故等で緊急に入所する必要が認められる場合
- ③市から老人福祉法に定める措置による入所の依頼があった場合
- ④その他特段の緊急性が認められる場合

## 9、(入所辞退者の取り扱い)

入所検討委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由が無く入所申込者の都合により入所を辞退した場合は、入所申込者の意思にかかわらず、入所申込受理簿から削除することができる。

ただし、入所申込者の入院等やむを得ない理由により一時的に入所を延期する場合は、順位を保留するものとする。

## 10、(適正な運用)

(1) 町田市高齢者福祉施設部会に所属する施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定事務を行う。

(2) 施設は、この指針の適正な運用について、町田市から必要な助言を受ける。

(3) 本指針は、施設、町田市の協議のうえ、3年後ごとに見直すことを原則とする。ただしこの間に見直す必要が生じた場合は、この限りではない。

## 附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。